

【買取申出書の記入例】

• 「指定の告示の日から30年経過」と記入（配布様式には印字済です）

• 所在及び地番、地積については、土地登記簿謄本（全部事項証明）のとおり記入
 • **地目については、現況を記入**

• 権利設定された建築物・工作物がある場合のみ記入

• **概算希望金額**又は**時価**と記入

• **生産緑地の箇所番号**を記入（不明な場合は、お問い合わせください。）
 • 同一箇所のうち生産緑地として残る土地がある場合は、その土地の地番や箇所番号を記入

生産緑地買取申出書

横浜市長 _____ 年 月 日

申出をする者	住所 横浜市中区港一丁目5番地1号
	氏名 横浜 太郎 実印

生産緑地法第10条の規定に基づき、下記により、生産緑地の買取りを申し出ます。

記

1 買取り申出の理由
指定の告示の日から30年経過

2 生産緑地に関する事項

所在及び地番	地目	地積	当該生産緑地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
横浜市中区 港一丁目1番1	畑	600	抵当権	金銭消費貸借	横浜市中区港町10番地 △△銀行 代表取締役 関内 花子
横浜市中区 港一丁目1番2	畑	30	抵当権	同上	

3 参考事項

(1) 当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造の概要	延べ面積	当該工作物の所有者の氏名及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
横浜市中区 港一丁目1番1	温室	鉄骨	300	横浜市中区 港1-5-1 横浜 太郎	抵当権	金銭消費貸借	横浜市中区港町10番地 △△銀行 代表取締役 関内 花子

(2) 買取り希望価格
1億2千万円

(3) その他参考となるべき事項
中111 中区港一丁目2番1、2番2は、引き続き生産緑地として維持管理します。

備考
 「買取りの申し出の理由」については、生産緑地の指定の告示の日から起算して30年を経過した旨又は当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者（当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業務につき生産緑地法施行規則第3条の規定により算定した割合以上従事している者を含む。）が死亡し、若しくは農林漁業に従事することを不可能にさせる故障を有するに至った旨を明らかにすること。
 なお、生産緑地に係る農業の主たる従事者（当該生産緑地に係る農業の業務に、当該業務につき同規則第3条の規定により算定した割合以上従事している者を含む。以下同じ。）については、当該生産緑地（農地又は採草放牧地に限る）の所在地を管轄する農業委員会によるその者が主たる従事者に該当することについての証明書を添付し、農林漁業に従事することを不可能にする故障については、医師の診断書その他同規則第5条に掲げる障害又は事由に該当することを証明する書類を添付すること。
 2 「生産緑地に関する事項」については、買取申出に係る生産緑地が土地区画整理事業法98条第1項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定により、仮換地として指定された土地にあっては、「所在及び地番」「地目」及び「地積」の欄には、当該生産緑地に対応する従前の土地の所在及び地番、地目並びに地積と併せて仮換地として指定された土地の所在及び地番、地目並びに地積をかつこ書で記載し、「当該生産緑地に存する所有権以外の権利」の欄には、当該生産緑地に対応する従前の土地に存する所有権以外の権利を記載すること。
 3 「地目」の欄には、田、畑等の区分により、その現況を記載すること。
 4 「地積」の欄には、土地登記簿に登記された地積を記載すること。実測面積が知れているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかつこ書で記載すること。
 5 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
 6 申出をする者、生産緑地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関する権利若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

• 買取申出書の提出日に窓口でご記入いただくため、空欄でお持ちください。

• 買取申出者は、所有権のある者（所有者が複数いる場合は、代表者以外は「生産緑地の買取申出をする者」に記入）
 • 印鑑登録証明書と同じ住所・氏名を記入

【押印を間違えた場合】

① 同じ印鑑を重ねて押印（訂正印）
 ② 正しい印鑑を枠内に押印（枠内に余白がないときは、氏名に重なっても構いません。）
 ※ 押印への×印や二重線、枠外への押印は無効です。

• 「当該生産緑地に存する所有権以外の権利」の欄は、賃借権・抵当権など、他の権利が付いている場合のみ記入（所有権のみ場合は空欄）
 • 他の権利がある場合は、その権利者の同意書が必要です（実印を押印のうえ、印鑑登録証明書を添付）。

• 建築物・工作物に所有権以外の権利が付いている場合のみ記入